

事務連絡
令和元年11月8日

国家戦略特区自治体担当者あて

内閣府地方創生推進事務局

遠隔服薬指導を受ける場所について（お知らせ）
（国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業関係）

国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第20条の5に規定する国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業に係る特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者（以下「利用者」という。）が薬剤遠隔指導等を受ける場所について、令和元年10月18日に行われた国家戦略特区ワーキンググループにおいて厚生労働省より下記の見解が示されましたので、お知らせしますとともに、貴特区内の関係者に対し周知頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

記

- 薬剤遠隔指導等が行われる場合において薬剤師と利用者の所在が異なるが、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）の規定に基づき、薬剤遠隔指導等を実施する薬剤師の所在は薬局に限定される。
一方、薬剤遠隔指導等を受ける利用者の所在については特区法及び医薬品医療機器等法において規定するものがなく、利用者が居住する場所以外の場所で薬剤遠隔指導等を受けることについて、法的な制限はない。
- なお、義務ではないものの、利用者が居住する場所以外の場所で薬剤遠隔指導等を受けるときは、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（「オンライン診療の適切な実施に関する指針」の策定について（平成30年3月30日付け医政発0330第46号厚生労働省医政局長通知）別紙）V 指針の具体的適用 2. オンライン診療の提供体制に関する事項 (2) 患者の所在 ②最低限遵守する事項に記載があるように、i) 清潔で安全であること、ii) プライバシーが保たれていることに留意することが望ましい。